

令和2年第1回北海道議会定例会 予算特別委員会（知事総括） 開催状況（経済部観光局）

開催年月日 令和2年3月23日
 質問者 日本共産党 真下 委員
 答弁者 知事

質問要旨	答弁要旨
<p>二 観光政策について （一）元副知事の予算獲得への関与について （真下議員） 分科会審査で、観光振興機構の理事から、顧問として就任した元副知事が機構の運営への助言にとどまらず、道と予算についての話をしていることを認めました。機構において、予算の上積みを図るため、道の財政当局とも相談をしていたとか、それから議員への働きかけが必要だというような発言をし、伝授していたようです。予算獲得の先頭で大活躍をされているわけであるわけですが、退職後公務員の働きかけに反しているとはお考えにならないのか。それとも法のとおりに2年過ぎれば良いのだという考えか伺います。</p> <p>【再質】 （一）一再 元副知事の予算獲得への関与について （真下議員） 天下りの対応については、これまで誤解のないようにということで前知事は繰り返しておりました。しかし道の予算や行政執行には格段の公正さが求められるわけです。道政全般に影響力を持つ、非常に優れた副知事が予算編成時期になると足繁く財政当局に顔を出して、これは働きかけではないということで容認されるのでしょうか。元副知事と財政当局との間で観光予算が決められるようなことは、果たして公正だと言えるのでしょうか。知事の考えを伺います。</p> <p>【再々質】 （一）一再々 元副知事の予算獲得への関与について （真下議員） 実際にはそうっていないのでございますね。知事にお伺いしたいのですが、退職後の公務員が離職前の職務に関して、現職職員への働きかけを法で禁止されることになりました。期限の定めはあるものの、なぜこうした規制強化となったと知事はお考えか伺いたいと思います。 また、元職員からの不適切な働きかけについて、北海道は行政上ですね、天下り、渡り鳥、雨宿りという新語ができるほど行政上問題となった経過があるわけです。知事はこのことをご存じでしょうか。天下りと現職の関係に、行政のトップとしてどのような姿勢で向きあっていくのかお伺いしたいと思います。</p> <p>【指摘】 （真下議員） その働きかけについて疑念を持ち、そして指摘をしているわけです。知事はあんまりご存じないかもしれないけれど、この北海道の渡り鳥は是正をされてきましてね、絶滅危惧種になっていたはずなんですけど、また復活しているんですよ。また幹部からよくお話を聞いてですね、こういうことが良いのかどうかよく考えていただきたい、これを機会に考えていただきたいと思います。</p>	<p>（知事） 観光振興機構の顧問についてであります。機構の定款では、顧問は、会長の諮問に応じて、機構の運営について助言を行うということとされており、その一環として、観光に関する施策や予算についての、道への要望活動のほか、道と機構との打合せの場などに、必要に応じて参加されているものと承知しており、機構の定款に照らし、適切に対応していると認識しております。</p> <p>（知事） 機構の打ち合わせでございますけれども、機構からは毎年度施策や予算に関する要望をいただいておりますほか、幅広い協議を実施しておりますけれども、予算編成にあたっては道自らが事業の必要性や妥当性などを精査をしながら、当然のことではございますけれども、予算を取りまとめているところでございます。</p> <p>（知事） 職員の再就職などについてでございますけれども、道においては再就職取扱要項を定めまして、これに基づき取り扱っているところでございまして、地方公務員法において、退職後2年間の現役職員に対する働きかけを禁止する規定が定められております。 団体等に再就職した者は、こうした規定を踏まえまして、道民の皆様から疑念を持たれることのないよう、心がける必要があるものと考えております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(二) 観光振興監の予算への関与について (真下議員)</p> <p>監事である現職の観光振興監、歴代の観光振興監のようですが、今般予算について機構と早くから話し合っているということを確認しました。予算編成にも関わる振興監として、また、監事として相応しいとお考えなのか。道民目線でお答えください。</p> <p>【指摘】 (真下議員)</p> <p>これではね、示しと言いますか境目がなくなってしまうわけです。ここのところはですね、予算編成をする側と事業を受ける側としっかりとけじめをつけるというか、それぞれの関係を改めるべきだという風に考えますので指摘をしておきます。</p>	<p>(知事)</p> <p>機構の監事についてでございますけれども、定款では、機構の業務執行を監査することを目的に監事を設置することとされており、道では、機構の適切な業務運営を指導する観光振興監の立場から、機構の求めに応じ、監事の就任をお受けしているところでございます。</p>
<p>(三) 観光振興機構の関与団体・公益法人としてのあり方について (真下議員)</p> <p>道は毎年度、関与団体の運営状況を点検しているわけですが、2015年からはそれまでの倍額となる15億～16億円の事業費を道の一般財源で負担をしているわけです。観光振興機構には、最高時11人の道職員を道費で派遣をしております、入札ではなく、契約状況もですね、1/3がプロポーザルと言いながら一社契約を占めております。こうした機構の実態をご存じだったのでしょうか。</p> <p>【再質】 (三) 一 再 観光振興機構の関与団体・公益法人としてのあり方について (真下議員)</p> <p>知事、それね、書かれたものをお読みになっただけですが、これおかしいと思わないとだめですよ。道の関与を示す、補助金等の額と比率、元副知事の理事就任の前と後とでは、どのような推移をしているのかお示ししていただきたいと思えます。</p> <p>【指摘】 (真下議員)</p> <p>詳しく答弁していただかなくて残念なんですけど、当初5億1千万円だった負担金額が、理事就任で、12億、13億、大增額をして、顧問就任後はとうとう15億、16億以上にのぼるといふ辣腕ぶりを発揮されました。手放したくないわけですよ。こういう関係にあることは見直していかなくてはいけないと思えます。</p>	<p>(知事)</p> <p>機構の運営状況についてでございますけれども、道は、関与団体である機構の適正で健全な運営を推進する役割を有してございまして、官民連携のもとで観光施策を効果的に推進するため、必要性などを精査した上で、毎年度の負担金の措置や職員派遣を実施をしているところでございます。</p> <p>また、機構が実施する委託契約については、すべてプロポーザル方式により適正に行われており、理事会においては、監事として観光振興監が出席をしております。</p> <p>(知事)</p> <p>機構の運営などについてでございますけれども、元副知事については、理事就任は2014年度と承知をしております。理事にご就任の後に、2016年に顧問に就任をされているという状況ですが、いずれも無報酬であるということでございます。</p> <p>そして、2014年に理事に就任をされているわけですが、当時の機構負担金に関しては、5億1千万円でありましたが、国の地方創生交付金の創設などによりまして、翌年度の負担金は12億6千万円に増加をし、直近の2019年度については、約16億1千万円になっているところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(四) 機構の適正化、活性化・透明性確保のための情報公開について (真下議員)</p> <p>なぜなら、観光振興機構は関与団体であって、公益法人であるわけです。観光振興機構は適正化方針に則り、年次を決めて、自立化計画を策定し、自立化を実現すべきではないかと考えますがいかがでしょうか。</p> <p>またですね、観光振興機構の活性化・透明性確保のための情報公開を進める必要があるわけです。多くの公益法人が理事会の議事録を自主的に公開しているという風聞いておりますけれど、道税に大きく依存している機構は率先して公開すべきと考えますが、併せてお答えください。</p> <p>【指摘】 (真下議員)</p> <p>私はやっぱり理事会の会議録を開示すべきだと思いますので、この点ぜひ開示をするよう検討していただきたいと思います。</p>	<p>(知事)</p> <p>機構の運営についてでございますが、機構には、本道観光の中核的な推進組織として、適切な公的関与のもと、民間のノウハウを活かした自立的な運営が求められるものと認識をしております。</p> <p>このため、道といたしましては、2021年度よりスタートする機構の次期中期計画の検討に当たり、現計画に掲げられている会員数に関する目標をはじめ、自主財源の確保に向けた施策などに関し、より効果的な目標設定や、施策の方向性について適切な指導や助言を行うなど、機構の自立化に向けた取組を促進してまいります。</p> <p>機構の運営状況の公開などについてでございますけれども、公益社団法人である機構では、関係法令や道の要領に基づき、毎年度の事業計画や事業活動の状況、会計書類などをホームページ上で公開をしているとともに、隔月ごとに発刊している冊子等を通じ、積極的な情報公開に努めていると承知をしております。</p> <p>道といたしましては、関与団体の適正化方針に基づき、こうした状況について毎年度、点検を行っており、今後も、機構の適正で健全な業務運営の確保に向け、理事会の状況なども含め情報公開の一層の充実が図られるよう適切な指導を行ってまいります。</p>
<p>【再質】 (四) 一 再 機構の適正化、活性化・透明性確保のための情報公開について (真下議員)</p> <p>道の関与を示す負担金、補助額等について、その割合を示されているのですけど、知事はそのことをどのように推移されているか知っていますか。</p> <p>時間がないので、8割台ないし9割台だと思うのですが、これ間違いないですか。</p> <p>【指摘】 (真下議員)</p> <p>それだけ道の関与が強い団体なんです。だから自立化を進めなきゃならないということをしているわけで、ましてそこに天下りの関与があってはならないわけですので、知事、このことについてよく勉強をしていただきたいと思います。</p>	<p>(知事)</p> <p>9割台であるということであります。</p>
<p>(五) 観光振興税の使途について (真下議員)</p> <p>まだ検討中で使途も決まっていないのに、こうした自立していない、道に9割も負担金等で依存している観光振興機構には、新しい使途でなら使えるというふうに関光局は答弁しました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響で危機的状態の観光業界からは、観光振興税など論外だという声であふれているのに、とんでもないことではないかと思えます。</p>	<p>(知事)</p> <p>観光振興税による事業の執行についてでございますが、観光振興税による新たな財源については、災害時の対応強化や、観光産業における人手不足への対応、大きな成長が期待できる欧米市場の更なる開拓など、多様化、高度化する旅行者のニーズに応じた新たな施策に充当する考えであります。</p> <p>また、その執行に当たっては、例えば民間ノウハウを活用することでより効果的な実施が可能となる施策</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>知事は新税の使途に、観光振興機構に充てるお考えなのかお伺いします。</p> <p>【指摘】 (真下議員) 非常に道への依存度の高い観光振興機構に観光振興税を自由に事業に充てるということにはならないと考えます。一層ですね、透明度を高めるように指摘をしておきたいと思います。私も厳しく注視をしていきたいと思います。</p> <p>カジノを含むIRを巡って、副会長が在宅起訴されて、観光振興機構の副会長を努めたんですけども、辞任をするという意向を示されていますが、IRを促進してきた機構にとってもですね、大きな責任があるということを指摘して質問を終えたいと思います。</p>	<p>は、観光振興機構と連携して取り組むことも選択肢の一つとして考えられますが、いずれにしても、特定の実施主体を前提とすることなく、今後、税の具体的な使い道とともに、執行方法についても、費用対効果や効率性などを十分勘案の上、慎重に検討して参る考えであります。</p>